

第 4 3 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 1 年
亀岡市条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に
関する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 1 年
亀岡市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から第 4 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番
号を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみ入会する児童	学年始休業日（4月）		夏季休業日（7月）		夏季休業日（8月）	
	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）
	別に規則で定める学年始休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める夏季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める夏季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額
	冬季休業日（12月）		冬季休業日（1月）		学年末休業日（3月）	
	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）
	別に規則で定める冬季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める冬季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める学年末休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額
	負担金は当該期間中の額とする。なお、生活保護法の規定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に
関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみ放課後児童会に入会する児童に係る負担金を改定すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。